

## 萩・明倫学舎マルシェ出店募集要項

令和5年6月20日

### （目的）

第1条 生産者と消費者の交流の場を作ること、生産者の販路拡大・所得の向上を目的とする。また、観光客に萩の特産品等をPRすることで市内周遊の促進を図り、市内事業所等の購入につなげる。

### （内容）

第2条 萩市内の農林水産物の販売、萩市産の農林水産物を使った加工品の販売など。

### （出店申込について）

第3条 出店の申し込みは、指定の様式を提出または申込フォームにより受け付ける。

### （出店料について）

第4条 出店料は無料とする。

### （使用するテントについて）

第5条 キッチンカー以外で出店する場合は、原則市が貸し出すテントを使用することとする。（サイズ：3m×3m）

（1）キッチンカーで出店する場合は、テントの貸出しを受けなくてもよいが、出店スペースは一般的な駐車場区画の広さとする。

### （出店条件について）

第6条 萩市内に在住または事業所があり、以下の要件に該当すること。

- （1）第1条及び第2条の内容にあった出店であること。
- （2）農林水産物やその加工品の販売で生計を立てていること。
- （3）萩市内で飲食店を営んでおり、萩市産の農林水産物などを使用すること。
- （4）萩市内の体験、ワークショップ等の運営者。
- （5）その他市が認めたもの。

※家庭菜園で収穫した野菜等の販売は不可。

※暴力団関係者、および同団体に関係する個人、団体の出店は不可。

### （キャンセルについて）

第7条 出店者側の責務により出店をキャンセルされる際は、原則前日までに市へ連絡するものとする。

### （その他注意事項について）

第8条 以下のことを注意事項とする。

- (1) ご自身のお店はどこにあるのか、普段どこで商品が買えるのかなど、POP やパンフレット等でお客様へ PR すること。
- (2) 出店配置については市で出店内容を考慮して決定する。
- (3) 会場の雰囲気大きく損なう大型看板や装飾品等は不可とする。
- (4) 保健所の申請は各自で申請すること。臨時食品営業許可等の写しを開催までに事務局へ提出すること。
- (5) アルコールの販売は、原材料に萩市産の農林水産物を使用しているものに限る。
- (6) アルコールを販売する場合、各自で税務署へ「期限付酒類小売業免許届」を申請し、開催前までに市へ許可証の写しを提出すること。
- (7) 既製品の販売は不可とする。
- (8) 当日の会場設営と片付けはやむをえない場合を除いて、関係者全てのものが参加すること。
- (9) 会場は原則禁煙とする。喫煙する際は指定の場所で行うこと。
- (10) 出店者は、出店及び食品販売行為等に関して発生した事故・苦情に対してすべての賠償責任を負うものとする。
- (11) 故意または過失により貸出しの備品を破損した場合は、自己負担で弁償していただく場合がある。
- (12) 火の使用は原則電気のみ可とする。電気を使用する際は各自で発電機を持参することとする。
- (13) 水道は原則使用不可とする。
- (14) 片付けの際に、各自の出店スペース周辺の清掃を必ず行うこと。
- (15) テント重しとして土嚢若しくは水タンクの準備を必ず行うこと。
- (16) その他市の指示に従うこと。従わない場合は出店取りやめの判断をさせていただく場合がある。
- (17) 出店の応募をもって、当出店要項の内容に同意していることとみなす。

(各出店者準備物)

第9条 出店者は、以下のものについて適宜準備するものとする。

- ・テーブルクロス
- ・机
- ・椅子
- ・ゴミ袋（店舗内で出たゴミの処分等）
- ・店の看板、POP、パンフレット等の宣伝物
- ・陳列のレイアウトに必要なもの。（木箱、かご等）
- ・釣銭、領収書等
- ・重し（10kg×4か所） 土嚢若しくは水タンク必須。
- ・その他、出店に依りて必要なもの

(市準備物)

第10条 以下のものを市が準備するものとする。

- ズック椅子（飲食スペース用）
- テント

(マルシェ開催可否)

第11条 天候など諸般の事情により中止する場合は、出店者及び関係者にメール等で連絡する。